

就業制限関係

平成25年7月1日現在

業務の区分	業務につくことができる者
発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理	<ul style="list-style-type: none"> 一 発破技士免許を受けた者 二 火薬類取締法第三十一条の火薬類取扱保安責任者免許状を有する者 三 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）附則第二条の規定による廃止前の保安技術職員国家試験規則（昭和二十五年通商産業省令第七十二号。以下「旧保安技術職員国家試験規則」という。）による甲種上級保安技術職員試験、乙種上級保安技術職員試験若しくは丁種上級保安技術職員試験、甲種発破係員試験若しくは乙種発破係員試験、甲種坑外保安係員試験若しくは丁種坑外保安係員試験又は甲種坑内保安係員試験、乙種坑内保安係員試験若しくは丁種坑内保安係員試験に合格した者

業務の区分	業務につくことができる者
制限荷重5トン以上の揚貨装置	揚貨装置運転士免許を受けた者

業務の区分	業務につくことができる者
ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱い	特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者

業務の区分	業務につくことができる者
ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務のうち	<ul style="list-style-type: none"> 一 特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者 二 ボイラー取扱技能講習を修了した者
イ 胴の内径が七百五十ミリメートル以下で、かつ、その長さが千三百ミリメートル以下の蒸気ボイラー	
ロ 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラー	
ハ 伝熱面積が十四平方メートル以下の温水ボイラー	
ニ 伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。）	

業務の区分	業務につくことができる者
ボイラー（小型ボイラーを除く。）又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーにあっては、主蒸気管及び給水管を除く。）の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。）	特別ボイラー溶接技士免許を受けた者

業務の区分	業務につくことができる者
ボイラー（小型ボイラーを除く。）又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーにあっては、主蒸気管及び給水管を除く。）の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。）の業務のうち溶接部の厚さが二十五ミリメートル以下の場合又は管台、フランジ等を取り付ける場合における溶接	特別ボイラー溶接士免許又は普通ボイラー溶接士免許を受けた者

業務の区分	業務につくことができる者
ボイラー（小型ボイラー及び次に掲げるボイラーを除く。）又は第六条第十七号の第一種圧力容器の整備 イ 胴の内径が七百五十ミリメートル以下で、かつ、その長さが千三百ミリメートル以下の蒸気ボイラー ロ 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラー ハ 伝熱面積が十四平方メートル以下の温水ボイラー ニ 伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。）	ボイラー整備士免許を受けた者

業務の区分	業務につくことができる者
つり上げ荷重5トン以上のクレーン（跨線テルハを除く）	クレーン・デリック運転士免許を受けた者

業務の区分	業務につくことができる者
つり上げ荷重5トン以上のクレーンのうち、床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式	一 クレーン・デリック運転士免許を受けた者
	二 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者

業務の区分	業務につくことができる者
つり上げ荷重5トン以上の移動式クレーン	移動式クレーン運転士免許を受けた者

業務の区分	業務につくことができる者
つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーン	一 移動式クレーン運転士免許を受けた者
	二 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者

業務の区分	業務につくことができる者
つり上げ荷重5トン以上のデリック	クレーン・デリック運転士免許を受けた者

業務の区分	業務につくことができる者
潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	潜水土免許を受けた者

業務の区分	業務につくことができる者
可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱	一 ガス溶接作業主任者免許を受けた者
	二 ガス溶接技能講習を修了した者
	三 その他厚生労働大臣が定める者
	イ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「能開法」という。）第二十八条第一項の規定により職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「能開法規則」という。）別表第十一の免許職種の欄に掲げる塑性加工科、構造物鉄工科又は配管科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者
	ロ 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）附則第二条の規定による廃止前の保安技術職員国家試験規則（昭和二十五年通商産業省令第七十二号）第五条の溶接係員試験に合格した者
	ハ 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第二条の規定により歯科医師の免許を受けた者
	ニ 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第三条の規定により歯科技工士の免許を与えられた者

業務の区分	業務につくことができる者
最大荷重1トン以上のフォークリフト	一 フォークリフト運転技能講習を修了した者
	二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けた者
	三 その他厚生労働大臣が定める者
	イ 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の能開法（以下「旧能開法」という。）第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年労働省令第一号。以下「平成五年改正省令」という。）による改正前の能開法規則（以下「平成五年改正前の能開法規則」という。）別表第三の訓練科の欄に掲げる港湾荷役科の訓練（訓練法第十条の準則訓練として行われたものを含む。）を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けたもの
	ロ 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち平成五年改正前の能開法規則別表第三の二の訓練科の欄に掲げる港湾流通科又は港湾運輸科の訓練（労働省労働基準局長が指定するものに限る。）を修了した者
	ハ 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第四の訓練科の欄に掲げるフォークリフト運転科又は港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）（旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第十条の規則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者（港湾荷役科の訓練を修了した者にあつては、当該訓練においてフォークリフトについての訓練を受けたものに限る。）
	二 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「五十三年改正省令」という。）附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち五十三年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第二の訓練科の欄に掲げる港湾荷役科の訓練の例により行われる訓練を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けたもの
	ホ 旧訓練法第八条第一項の養成訓練のうち、旧訓練法規則別表第二又は別表第三の訓練科の欄に掲げる港湾荷役科の訓練を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けたもの
	ハ 船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）別表第四第一号に規定するフォークリフトの運転に関する講習の課程を修了した者その他フォークリフト運転技能講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省労働基準局長が定める者

業務の区分	業務につくことができる者
機体重量3トン以上のブルドーザー、モーター・グレーダー、トラクター・ショベル、ずり積機、スクレーパー、スクレープ・ドーザー、パワー・ショベル、ドラグ・ショベル、ドラグライン、クラムシエル、バケット掘削機、トレンチャー等	一 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者
	二 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定（以下「建設機械施工技術検定」という。）のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号（以下「建設省告示」という。）に定められた第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者を除く。）
	三 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準規訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者
	四 その他厚生労働大臣が定める者
	イ 能開法第二十七条第一項の準規訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第二の訓練科の欄に定める機械整備系建設機械整備科又は揚重運搬機械運転系建設機械運転科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者
	□ 能開法第二十七条第一項の準規訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者
	ハ 旧能開法第二十七条第一項の準規訓練である養成訓練のうち、平成五年改正前の能開法規則別表第三の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科又は建設機械運転科の訓練（訓練法第十条の準規訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者
	ニ 旧能開法第二十七条第一項の準規訓練である能力再開発訓練のうち、平成五年改正前の能開法規則別表第七の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科又は建設機械運転科の訓練（訓練法第十条の準規訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者
ホ 能開法第二十七条第一項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第四十五号）による改正前の能開法規則別表第八の訓練科の欄に掲げる産業機械工学科又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十三年労働省令第十三号）による改正前の能開法規則別表第八の訓練科の欄に掲げる運輸装置科の訓練（旧訓練法第八条第一項の指導員訓練として行われたものを含む。）を修了した者	
ハ 五十三年改正省令附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科若しくは建設機械運転科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第八条第一項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科若しくは建設機械運転科の訓練を修了した者	

業務の区分	業務につくことができる者
機体重量3トン以上のくい打機、くい抜機、アース・ドリル、リバース・サーキュレーション・ドリル、せん孔機（チューピングマシンを有するものに限る。）、アース・オーガー、ペーパー・ドレン・マシン 等	一 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者
	二 建設業法施行令第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者（建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験において基礎工事用建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は二級の技術検定で建設省告示に定められた第一種から第五種までの種別に該当するものに合格した者を除く。）
	三 その他厚生労働大臣が定める者

業務の区分	業務につくことができる者
機体重量3トン以上のブレイカ	一 車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者
	二 建設業法施行令第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者（建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は二級の技術検定で建設省告示に定められて第一種又は第三種から第六種までの種別に該当するものに合格した者を除く。）
	三 その他厚生労働大臣が定める者
	イ 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第二の訓練科の欄に定める機械整備系建設機械整備科又は揚重運搬機械運転系建設機械運転科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）（厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。）を修了した者
	□ 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）（厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。）を修了した者
	ハ 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、平成五年改正前の能開法規則別表第三の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科又は建設機械運転科の訓練（厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。）を修了した者
二 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練のうち、平成五年改正前の能開法規則別表第七の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科又は建設機械運転科の訓練（厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。）を修了した者	

業務の区分	業務につくことができる者
機体重量3トン以上の鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機 等	一 車両系建設機械（解体用）運転技能講習（平成二十五年七月一日以後に開始されたものに限る。）を修了した者
	二 その他厚生労働大臣が定める者
	イ 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第二の訓練科の欄に定める機械整備系建設機械整備科又は揚重運搬機械運転系建設機械運転科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）（厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。）（平成二十五年七月一日以後に開始されたものに限る。）を修了した者
□ 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）（厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。）（平成二十五年七月一日以後に開始されたものに限る。）を修了した者	

業務の区分	業務につくことができる者
最大荷重1トン以上のショベルローダー等	一 ショベルローダー等運転技能講習を修了した者
	二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者で、ショベルローダー等についての訓練を受けたもの
	三 その他厚生労働大臣が定める者
	イ 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、平成五年改正前の能開法規則別表第三の訓練科の欄に掲げる港湾荷役科の訓練を修了した者で、ショベルローダー又はフォークローダー(以下「ショベルローダー等」という。)についての訓練を受けたもの
	ロ 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、平成五年改正前の能開法規則別表第三の二の訓練科の欄に掲げる港湾運輸科の訓練(厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。)を修了した者
	ハ 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第四の訓練科の欄に掲げる港湾荷役科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)(旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者で、ショベルローダー等についての訓練を受けたもの
	ニ 訓練法第十条の準則訓練である養成訓練のうち、訓練法規則別表第三の訓練科の欄に掲げる港湾荷役科の訓練を修了した者で、ショベルローダー等についての訓練を受けたもの
	ホ 五十三年改正省令附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち、旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げる港湾荷役科の例により行われる訓練を修了した者で、ショベルローダー等についての訓練を受けたもの
	ヘ 旧訓練法第八条第一項の養成訓練のうち、旧訓練法規則別表第二又は別表第三の訓練科の欄に掲げる港湾荷役科の訓練を修了した者で、ショベルローダー等についての訓練を受けたもの

業務の区分	業務につくことができる者
最大積載荷重1トン以上の不整地運搬車	一 不整地運搬車運転技能講習を修了した者
	二 建設業法施行令第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者(建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は二級の技術検定で建設省告示に定められた第二種から第六種までの種別に該当するものに合格した者を除く。)
	三 その他厚生労働大臣が定める者
	イ 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、平成五年改正前の能開法規則別表第三の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科又は建設機械運転科の訓練(厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。)を修了した者
ロ 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練のうち、平成五年改正前の能開法規則別表第七の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科又は建設機械運転科の訓練(厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。)を修了した者	

業務の区分	業務につくことができる者
作業床高10メートル以上の高所作業車	一 高所作業車運転技能講習を修了した者
	二 その他厚生労働大臣が定める者

業務の区分	業務につくことができる者
制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛け	一 玉掛け技能講習を修了した者
	二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者
	三 その他厚生労働大臣が定める者
	イ 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第二の訓練科の欄に定める建築施工系とび科若しくは揚重運搬機械運転系建設機械運転科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者又は揚重運搬機械運転系クレーン運転科若しくは揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者で揚貨装置、クレーン、移動式クレーン若しくはデリックについての訓練を受けたもの
	ロ 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第四の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者又はクレーン運転科若しくは港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者で揚貨装置、クレーン、移動式クレーン若しくはデリックについての訓練を受けたもの
	ハ 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、平成五年改正前の能開法規則別表第三の二の訓練科の欄に掲げる港湾流通科又は港湾運輸科の訓練（厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。）を修了した者
	ニ 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練又は向上訓練のうち、平成五年改正前の能開法規則別表第三又は別表第四の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（訓練法第十条の準則訓練である養成訓練又は向上訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の養成訓練又は向上訓練として行われたものを含む。）を修了した者
	ホ 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練のうち、平成五年前の能開法規則別表第三又は別表第七の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練（訓練法第十条の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者で、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン又はデリックについての訓練を受けたもの
	ヘ 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練のうち、平成五年改正前の能開法規則別表第七の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練を修了した者
	ト 職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十年労働省令第二十三号）第七条の規定によりなお従前の例によることとされた能力再開発訓練を修了した者で、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン又はデリックについての訓練を受けたもの
	チ 訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練のうち、訓練法規則別表第七の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練を修了した者
	リ 訓練法規則第十五条の規定に基づく職業訓練を修了した者で、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン又はデリックについての訓練を受けたもの
	又 五十三年改正省令附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第八条第一項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者
ル 五十三年改正省令附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち、旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練の例により行われる訓練を修了した者で、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン又はデ	

	リックについての訓練を受けたもの
	ヲ 旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練のうち、旧訓練法規則別表第七の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練を修了した者
	ワ 職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち、とびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者
	カ 船員労働安全衛生規則別表第四第三号に規定するクレーン等による玉掛け作業講習の課程を修了した者その他玉掛け技能講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省労働基準局長が定める者

注) 法令等が改正された場合は、上記の限りではありません。

根拠法令等

- 労働安全衛生法 第六十一条
- 労働安全衛生法施行令 第二十条及び別表第七
- 労働安全衛生規則 第四十一条及び別表第三
- 労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示